

参議院科学技術特別委員会会議録第七号

昭和五十九年五月十八日(金曜日)

午後零時四十八分開会

出席者は左のとおり。

委員長 高木健太郎君
理事 古賀雷四郎君
本岡 昭次君
塩出 啓典君

委員 後藤 正夫君
成相 善十君
福田 宏一君
藤井 孝男君
安田 隆明君
小野 明君
松前 達郎君
伏見 康治君
佐藤 昭夫君
山田 勇君
野末 陳平君
本岡 昭次君
塩出 啓典君

國務大臣 岩動 道行君
國務大臣(科学技術庁長官) 野村 静二君

政府委員 科学技術庁長官 安田 佳三君
官房長官 福島 公夫君
科学技術庁研究調整局長 中村 守孝君
科学技術庁原子力局長 野村 静二君

事務局側 常任委員会専門員 野村 静二君

本日の会議に付した案件
○日本原子力研究所法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

○日本原子力船研究開発事業団の解散に関する法律案(本岡昭次君外二名発議)

○海洋開発基本法案(塩出啓典君外二名発議)

○海洋開発委員会設置法案(塩出啓典君外二名発議)

○委員長(高木健太郎君) たいだいまから科学技術特別委員会を開会いたします。

日本原子力研究所法の一部を改正する法律案、日本原子力船研究開発事業団の解散に関する法律案、海洋開発基本法案及び海洋開発委員会設置法案、以上の四案を議題とし、順次趣旨説明を聴取いたします。岩動科学技術庁長官。

○國務大臣(岩動道行君) 日本原子力研究所法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明いたします。

我が国における原子力船研究開発につきましては、昭和三十八年、日本原子力船研究開発事業団を設立し、同事業団を中心に進めてまいりましたが、昭和五十五年の第九十三回国会において、それまでの我が国の原子力船研究開発をめぐる諸情勢等を踏まえ、日本原子力船研究開発法の一部を改正する法律案が審議、議決され、それによって、日本原子力船研究開発事業団は、原子力船の開発のために必要な研究を行う機能を付与され、日本原子力船研究開発事業団に改組されたところであり、その際同事業団については、行政の各般にわたるその簡素化及び効率化を進める見地から、昭和六十年三月三十一日までに、他の原子力関係機関と統合するものとし、このために必要な措置を講ずるものとされたところであります。この日本原子力船研究開発事業団の統合につき

ましては、政府として慎重に検討を行ってまいりましたが、統合先としては、以下の理由により日本原子力研究所が適当であると判断いたしました。すなわち、一、長期的な観点から我が国の将来を考へるとき、原子力船に関する技術を保有しておくことは重要であり、このため、今後段階的、着実に研究開発を進めることとし、この見地から、原子力分野において基礎から応用にわたる幅広い技術基盤を有する日本原子力研究所は、その総合的能力を原子力船技術に対しても十分に活用し得ると考えられること。二、日本原子力研究所は、これまで日本原子力船研究開発事業団の業務に協力してきた実績があり、今後の原子力船に関する研究開発についても、このような実績をもとに、円滑に遂行し得ると考えられること等であり、

なお、日本原子力船研究開発事業団が開発を進めてまいりました原子力船「むつ」の取り扱いにつきましては、各方面のお考えを踏まえつつ、検討を行うこととしておりますが、原子力船の開発のために必要な研究は、「むつ」の取り扱いに関する検討結果のいかんにかかわらず、どのような方法にせよ進めていく必要があると考えており、いづれにいたしましても、日本原子力船研究開発事業団を日本原子力研究所と統合することが適当であると判断いたしております。

本法律案は、以上の判断に基づき日本原子力船研究開発事業団を日本原子力研究所と統合するものとし、このため同事業団を解散し、その権利義務の一切を日本原子力研究所に承継せしめるとともに、同研究所の業務として、原子力船の開発のために必要な研究を行うこと等を規定するなど、所要の規定の整備を行うものであります。以上、本法律案の提案理由及びその要旨を御説明申し上げました。何とぞ慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○委員長(高木健太郎君) 次に、発議者本岡昭次君から趣旨説明を聴取いたします。

○本岡昭次君 私は、日本社会党を代表して、たいだいま議題となりました日本原子力船研究開発事業団の解散に関する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

原子力船「むつ」は、基本設計に着手されてから既に満二十年が過ぎ去っております。その設計は余りに古く、しかも陸上で先行させるべき基礎研究をほとんど省いており、単に速い装置だけでなく、原子炉本体に重大な欠陥があるかと推察されております。完成されてから無為に経過した十二年の間には、炉本体や燃料棒や制御棒等が経年変化によって脆化していることもないとは言えません。しかも、所定の出力上昇試験等を実施してからでは、発生する核分裂生成物のために、その後の廃炉処理が非常に困難となります。これ以上の糊塗策を積み重ねることは、莫大な浪費の拡大になるばかりでなく、危険なのであります。そのため、「むつ」はすぐに廃船にすべきであるという日本社会党の十年来の主張の正しさは、いよいよ多くの国民の共鳴を得るところであり、自民党の賢明なる科学技術部会の皆さんも、廃船を最善とお考えになっておられるやにお聞きしております。

にもかかわらず、政府と科学技術庁は、日本原子力船研究開発事業団法が期限切れになる来年三月末日以降も、原船事業団を日本原子力研究所に統合することによって、内容をそのまま存続させ、しやにむに閣根浜に新しい定係港をつくり、出力上昇試験、試運転を強行する道を温存するために、日本原子力研究所法の一部を改正する法律案を作成し、上程しております。しかも、具体的な計画は、この法律を通してから、国会の外で八

月に決めるようなどという許しがたい国会蔑視の方法をとっております。

そもそも平和利用の商業原子力船は、港が結水する国の砕氷船は別として、遠い将来にわたり実現性のないことが国際的にも明らかになっている。現在、「むつ」の出力上昇試験等によってデータを取得することにそれほどこだわっているのは、そのデータをもとにして原子力潜水艦を初めとした軍事目的を持つ艦船を建造する意図を持つものと判断するほかはありません。

しかも内閣提出の法案によると、本来原子力の基礎研究を任務とすべき原子力研究所に、全くそぐわない船員の養成訓練等まで含む原子力船の開発業務が押し込まれ、またそれらの業務運営は、原子力安全委員会等の議決抜きに運輸大臣等が決めることに改悪されることとなっております。

このような、これ以上の巨額な国税の浪費を伴う危険な猪突猛進を、国民が是認するはずはありません。したがって、私どもは国民の声を代表して、最善の対決法案を作成し、ここに提案する次第であります。

次に、この法律の内容について御説明申し上げます。

第一は、原船事業団の解散についてであります。

原船事業団はこの法律が成立し次第（公布の日）に解散するものとしております。

第二は、清算人の任命についてであります。

主務大臣（内閣総理大臣及び運輸大臣）は、事業団が解散するとともに、原則として解散前の事業団の役員のうちから清算人を任命しなければならぬものとしております。また清算人は、事業団を代表するものと定めております。

第三は、清算事務の監督についてであります。

清算人は、遅滞なく事業団の財産の現況を調査して財産目録及び貸借対照表を作成し、主務大臣に提出してその承認を受けなくてはならないものとしております。

また、清算人は、主務大臣の定める清算計画に

従って清算を行わねばならず、主務大臣は、清算人に対し、清算に関して必要な事項を命ずることができるといたしております。

第四は、原子力船に関する措置についてであります。

清算人は、設置されている原子炉が、「むつ」船内において運転されることがないようにするために必要な措置をとらなくてはならないものとしております。具体的には次のような措置が考えられます。

その一つとしては、原子炉を撤去し、日本原子力研究所等に移すとともに、船は運輸省や商船大等などで利用することが考えられます。購入者は補助ディーゼルエンジンを増強して利用することも可能でしょう。

その二つとしては、原子炉から燃料棒のみを取り外し、廃炉として、船は同様に別途利用することと考えられます。

その三としては、制御機駆動用モーターを取り外すことなどによって、事実上廃炉処分とし、船体から取り外さぬまま全体を陸揚げして博物館等とし、管理することも一案であります。

第五は、再就職の援助等についてであります。国は、事業団の職員（四十余名）の再就職の援助その他その職員の職業及び生活の安定を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならぬものと定めております。約百名に及ぶ出向社員や長期出張者については、それぞれその企業の職場に戻るものとするは言うまでもありません。

以上、この法律案の提案理由及びその内容について御説明申し上げます。

早速御審議の上、参議院の良識により内閣提出法案にかえて速やかに御可決あらんことをお願いいたします。

○委員長（高木健太郎君）次に、発議者塩出啓典君から趣旨説明を聴取いたします。

○塩出啓典君 たいだいま議題となりました公明党・国民会議提出の海洋開発基本法案及び海洋開

発委員会設置法案につきまして、その提案理由及びその内容を御説明申し上げます。

海洋は、全地表面積の七割を占めながら、いまだ十分に開発されておらず、人類に残された未開発の宝庫と言えます。

海洋には、生物資源、鉱物資源及び海水など多種多様な資源が豊富に包蔵されており、さらに海洋エネルギー並びにスペースの利用等、その開発は産業の振興、国民生活の向上、さらに人類社会の福祉に寄与すること大であります。

四面海をめぐらし、国土の七五％に当たる大陸棚を有し、しかも陸上資源の乏しい我が国としては、海洋の開発は極めて重要かつ緊急を要する課題であります。

第三次国連海洋法会議は、昭和五十七年四月三十日に海洋法条約草案を圧倒的多数で採択しました。条約の発効までにはまだ数年はかかるでしょうが、ともかく海洋自由の時代はもはや過ぎ去り、領海、経済水域、深海底資源開発等について新しいルールができました。

注目すべきことは、四面を海に囲まれた我が国に二百海里経済水域のルールを当てはめると、領域がなんと国土の十二・八倍の広さとなり、海陸を合わせると世界第八位の大国となるということでありませぬ。

また、最近の画期的発見として、いわゆるマンガン塊と呼ばれる極めて良質の深海底鉱物が四千メートルないし六千メートルの深海に豊富に賦存していることが確かめられました。この深海底鉱物の採掘についても、海洋法条約では、人類の共通の財産という理念のもとに、発展途上国を配慮したルールが決められております。

こうした中で、我が国の国益を確保し、海洋先進国の伝統を守り続けるためには、海洋資源の開発とともに海洋環境の保全も含めた海洋の調査、研究、開発、利用において、世界をリードし、世界に貢献していくこそが、我が国にとるべき道であると考えます。

公明党は、昭和四十四年に海洋資源開発振興法

案を初めて提出して以来、昭和四十五年、四十六年、四十八年には委員会設置法案等を加えた、いわゆる海洋開発関係法案を四回にわたって提出し、海洋開発の重要性を訴えてまいりました。

また、海洋開発審議会は、昭和五十四年八月十五日、昭和五十五年一月二十二日の二次にわたって答申し、その中で海洋開発基本法の制定と、海洋開発委員会の設置の必要性を指摘して、海洋開発体制の速やかなる充実を迫り、しかも、その実現の時期を一九八〇年代初めとすべきであると提言しております。

我が国では、現在、総理府以外に十三省庁という多くの省庁が海洋開発に取り組んではいませんが、連係が必ずしも十分とは言えないまま縦割り行政のもとで所管業務をそれぞれ実施しているのが実情であります。海洋開発を効果的に推進するためには、国全体としての総合的な計画のもとで時代の進展におくれのないよう適切な施策を実施することが必要であることは言うまでもありません。

公明党は、先ほど述べたように時代を先取りし、早くから海洋開発の促進と特に委員会設置の重要性を訴えてきましたが、この際、改めて第三次国連海洋法会議によって開かれた海洋新時代に対応した理念と基本方向を確立するため、ここに海洋開発基本法案と海洋開発委員会設置法案を提案するものであります。

以下、この海洋開発関係二法案の主な内容について御説明申し上げます。

まず、海洋開発基本法案について申し上げます。

第一に、目的と基本方針としましては、海洋開発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって国民経済と国民生活の向上に寄与することを目的とし、開発に際しては、平和の目的に限り、民主的な運営のもとに、海洋環境の保全及び国際協調を図りつつ、自主的にこれを行うことといたしました。

第二に、国、地方公共団体の施策、法制・財政

認を受けた財務諸表を各事務所に備えて置かなければならない。

第二十九条中、「研究所に出資した者(以下次条において「出資者」という。)のうち政府以外のものを「政府以外の出資者」に改める。

第三十条中「経営上を損益計算において」に「うめを「埋め」に、「積立を」を「積立てを」に、「こえを「超え」に、「こえる」を「超える」に改める。

第三十一条第一項及び第二項中「内閣総理大臣」を「主務大臣」に改める。

第三十二条を次のように改める。

第三十三条を次のように改める。
(余裕金の運用)

第三十三条 研究所は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債その他主務大臣の指定する有価証券の取得

二 銀行への預金又は郵便貯金

三 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

第三十四条中「総理府令」を「主務省令」に、「内閣総理大臣」を「主務大臣」に改める。

第三十五条の見出し中「総理府令」を「主務省令」に改め、同条中「基く」を「基づく」に、「総理府令」を「主務省令」に改める。

第三十六条中「内閣総理大臣」を「主務大臣」に改める。

第三十七条第一項中「内閣総理大臣は、」を「主務大臣は、この法律を施行するため」に、「職員をして」を「職員に」に改め、「事業所」の下に「若しくは船舶」を加える。

第三十八条の二 この法律において主務大臣は、次のとおりとする。

の他管理業務に関する事項については、内閣総理大臣(第二十四条第二項に掲げる業務に係る財務及び会計に関する事項については、内閣総理大臣及び運輸大臣)

二 第二十四条第一項に掲げる業務に関する事項については、内閣総理大臣

三 第二十四条第二項に掲げる業務に関する事項については、内閣総理大臣及び運輸大臣

2 この法律において主務省令は、前項第一号に定める事項に関し、同号に定める主務大臣の発する命令とする。

第三十九条の見出し中「大蔵大臣との」を削り、同条中「第四十一条第一号において同じ。」を「次項において同じ。」又は「運輸大臣」に改め、同条第一号中「第六条第二項」の下に、「第二十二條第二項」を加え、同条第三号中「総理府令」を「主務省令」に改め、同条第五号とし、同条の前に次の一号を加える。

四 第三十三条第一号の規定による指定をしようとするとき。

第三十九条第二号を同条第三号とし、同条の前に次の一号を加える。

二 第二十四条第二項の基本計画を定めようとするとき。

第三十九条に次の一項を加える。

2 内閣総理大臣は、第四條第三項、第六條第二項及び第三十條第二項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ運輸大臣と協議しななければならない。

第四十條中「規定に違反して」を「規定による」に、「検査」を「同項の規定による検査」に「場合においては」を「場合には」に、「職員を三万円」を「職員は、二十万円」に改める。

第四十一条中「場合においては」を「場合には」に、「職員を三万円」を「職員は、二十万円」に改め、同条第一号中「により内閣総理大臣の」を「の規定により」に改め、同条第二号中「規定による政令」を「政令の規定」に改め、同条第五号中「内閣総理大臣の」を削る。

第四十二条中「一万円」を「十万円」に改める。

附則

第一条 この法律は、昭和六十年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。

(日本原子力船研究開発事業団の解散等)

第二条 日本原子力船研究開発事業団(以下「事業団」という。)は、この法律の施行の時に解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時において日本原子力研究所(以下「研究所」という。)が承継する。

2 事業団の昭和五十九年四月一日に始まる事業年度は、事業団の解散の日の前日に終わるものとする。

3 事業団の昭和五十九年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。

4 第一項の規定により研究所が事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際における事業団に対する政府及び政府以外の者の出資金に相当する金額は、それぞれその承継に際し政府及び政府以外の者から研究所に出資されたものとする。この場合において、研究所は、その額により資本金を増額するものとする。

5 事業団が発行した出資証券の上存在する質権は、日本原子力研究所法第五條第一項の規定により出資者が受けるべき研究所の出資証券の上存在する。

6 事業団の解散については、日本原子力船研究開発事業団法(昭和三十八年法律第百号)第三十七條第一項の規定による残余財産の分配は、行わない。

7 第一項の規定により事業団が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

8 第一項の規定により研究所が権利を承継する場合における当該承継に伴う登記又は登録については、登録免許税を課さない。

9 第一項の規定により研究所が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車の取得に対しては、不動産取得税若しくは土地の取得に対して課する特別土地保有税又は自動車取得税を課することができない。

10 研究所が第一項の規定により権利を承継し、かつ、引き続き保有する土地で事業団が昭和四十四年一月一日前に取得したものに對しては、土地に對して課する特別土地保有税を課することができない。

11 研究所が第一項の規定により権利を承継し、かつ、引き続き保有する土地(事業団が昭和五十七年四月一日以降に取得したものに限る。)のうち、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第五百九十九條第一項の規定により申告納付すべき日の属する年の一月一日において、事業団が当該土地を取得した日以後十年を経過しているものに対しては、土地に對して課する特別土地保有税を課することができない。

場合における当該承継に係る不動産又は自動車の取得に対しては、不動産取得税若しくは土地の取得に対して課する特別土地保有税又は自動車取得税を課することができない。

10 研究所が第一項の規定により権利を承継し、かつ、引き続き保有する土地で事業団が昭和四十四年一月一日前に取得したものに對しては、土地に對して課する特別土地保有税を課することができない。

11 研究所が第一項の規定により権利を承継し、かつ、引き続き保有する土地(事業団が昭和五十七年四月一日以降に取得したものに限る。)のうち、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第五百九十九條第一項の規定により申告納付すべき日の属する年の一月一日において、事業団が当該土地を取得した日以後十年を経過しているものに対しては、土地に對して課する特別土地保有税を課することができない。

(持分の拡張)

第三条 研究所に出資した政府以外の者及び前条第四項の規定により研究所に出資したものとされた政府以外の者は、研究所に対し、附則第一條の政令で定める日(以下この条において「施行日」という。)から一月以内に限り、当該出資に係る持分の拡張を請求することができる。

2 研究所は、前項の規定による請求があつたときは、改正後の日本原子力研究所法第五條の二第一項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、次の各号に掲げる政府以外の者の区分に応じ、当該各号に掲げる金額により拡張をしななければならない。この場合において、研究所は、当該持分に係る出資額により資本金を減少するものとする。

一 研究所に出資した政府以外の者 当該政府以外の者が有する施行日の前日における研究所の純資産額に對する持分に相當する金額

二 前条第四項の規定により研究所に出資したものとされた政府以外の者 当該政府以外の者が有する施行日の前日における事業団の純

資産額に対する持分に相当する金額（その金額が当該持分に係る出資額を超えるときは、当該出資額に相当する金額）

（役員任期に関する経過措置）

第四条 この法律の施行の際研究所の理事である者の任期は、改正後の日本原子力研究所法第十三条第一項の規定にかかわらず、この法律の施行の際における改正前の日本原子力研究所法第十三条第一項の規定によるその者の研究所の理事としての残任期間と同一の期間とする。

（日本原子力船研究開発事業団法の廃止）

第五条 日本原子力船研究開発事業団法は、廃止する。

（罰則に関する経過措置）

第六条 この法律の施行前にした行為及び附則第二条第三項の規定により従前の例によることとされる事項に関するこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（地方財政再建促進特別措置法の一部改正）

第七条 地方財政再建促進特別措置法（昭和三十一年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「日本原子力船研究開発事業団」を「日本原子力研究所」に改める。

（所得税法の一部改正）

第八条 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中日本原子力船研究開発事業団の項を削る。

（法人税法の一部改正）

第九条 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表中日本原子力船研究開発事業団の項を削る。

（地方税法の一部改正）

第十条 地方税法の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第七号中「日本原子力船研究開発事業団」を削る。

（科学技術庁設置法の一部改正）

第四十一条 科学技術庁設置法（昭和三十一年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第四十条第三十号中「日本原子力船研究開発事業団」を削る。

（運輸省設置法の一部改正）

第十二条 運輸省設置法（昭和二十四年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第三条の二第二項第六十五号中「日本原子力船研究開発事業団」を削り、「国際観光振興会」の下に「日本原子力研究所」を加える。

五月十四日本委員会に左の案件が付託された。

一、日本原子力船研究開発事業団の解散に関する法律案（本岡昭次君外一名発議）

日本原子力船研究開発事業団の解散に関する法律案

法律

（日本原子力船研究開発事業団の解散）

第一条 日本原子力船研究開発事業団（以下「事業団」という。）は、この法律の施行の時にいて解散する。

（清算人の任命等）

第二条 主務大臣は、前条の規定により事業団が解散したときは、遅滞なく、解散前の事業団の役員のうちから清算人を任命しなければならない。

1 主務大臣は、清算人が職務上の義務に違反したとき、その他その職務を適切に遂行していないと認めるときは、その清算人を解任することができる。

3 清算人が欠けたときは、主務大臣が清算人を任命する。この場合においては、解散前の事業団の役員以外の者のうちからも任命することができる。

（清算人の代表権）

第三条 清算人は、事業団を代表する。

（清算事務の監督）

第四条 清算人は、就任の後、遅滞なく、事業団の財産の現況を調査して財産目録及び貸借対照表を作成し、主務大臣に提出してその承認を受けなければならない。

2 清算人は、主務大臣の定める清算計画に従って清算を行わなければならない。

3 主務大臣は、必要があると認めるときは、清算人に対し、清算に関して必要な事項を命ずることができる。

（清算行為の特則）

第五条 清算人が次の行為をしようとするときは、主務大臣の認可を得なければならない。

一 事業団の財産の処分

二 訴えの提起

三 和解契約又は仲裁契約の締結

四 権利又は利益の放棄

2 主務大臣は、前項の認可をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

（剰余財産の帰属）

第六条 清算人が附則第三条の規定によりなおその効力を有することとされる旧日本原子力船研究開発事業団法（昭和三十八年法律第九十号）第三十七条第一項及び第二項の規定により残余財産を分配した後において、なお剰余を生じたときは、その剰余財産は、国庫に帰属する。

（決算書類提出の義務）

第七条 清算事務が終わつたときは、清算人は、遅滞なく、決算報告書を作成し、主務大臣に提出してその承認を受けなければならない。

2 前項の決算報告書には、清算に関する重要な書類、事業団の帳簿及びその業務に関する重要な書類を添付しなければならない。

3 第五条第二項の規定は、第一項の承認について準用する。

（民法の準用）

第八条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第七十三条及び第七十八条から第八十一条までの規定は、事業団の清算について準用する。

規定は、事業団の清算について準用する。

（原子力船に関する措置）

第九条 清算人（破産した場合には、破産管財人）は、旧日本原子力船研究開発事業団法第二十三条第一項第二号の規定により建造された原子力船について、これに設置されている原子炉が当該船舶において運転されることがないようにするために必要な措置をとらなければならない。

（主務大臣）

第十条 この法律において主務大臣は、内閣総理大臣及び運輸大臣とする。

（罰則）

第十一条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした事業団の清算人は、十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により主務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第四条第三項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

三 附則第三条の規定によりなおその効力を有することとされる旧日本原子力船研究開発事業団法第三十七条第一項の規定に違反して、残余財産を分配せず、又は同項若しくは同条第二項の規定に違反して、残余財産について、出資額に応じない分配をし、若しくは出資額を超える分配をしたとき。

四 第八条において準用する民法第七十九条第一項又は同法第八十一条第一項の規定による公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

五 第八条において準用する民法第八十一条第一項の規定に違反して、破産宣告の請求を怠つたとき。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（日本原子力船研究開発事業団法の廃止）

第二条 日本原子力船研究開発事業団法（昭和三十一年法律第九十号）は、廃止する。

(日本原子力船研究開発事業団法の廃止に伴う経過措置)

第三条 日本原子力船研究開発事業団法は、前条の規定にかかわらず、事業団の解散及び清算に關しては、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(再就職の援助等)

第五条 国は、事業団の職員の再就職の援助その他その職員の職業及び生活の安定を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)

第六条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十一年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「日本原子力船研究開発事業団」を削る。

(所得税法の一部改正)

第七条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中日本原子力船研究開発事業団の項を削る。

(法人税法の一部改正)

第八条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表中日本原子力船研究開発事業団の項を削る。

(地方税法の一部改正)

第九条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第七号中「日本原子力船研究開発事業団」を削る。

(地方財政再建促進特別措置法等の一部改正に伴う経過措置)

第十条 改正前の地方財政再建促進特別措置法第二十四条第二項の規定、所得税法別表第一第一号の表、法人税法別表第二第一号の表及び地方

税法第七十二条の五第一項第七号の規定は、清算中の事業団については、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

(科学技術庁設置法の一部改正)

第十一条 科学技術庁設置法(昭和三十一年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第九条第七号中「動力炉・核燃料開発事業団及び日本原子力船研究開発事業団」を「及び動力炉・核燃料開発事業団」に改める。

(運輸省設置法の一部改正)

第十二条 運輸省設置法(昭和二十四年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中第十六号の三を削り、第十六号の三の二を第十六号の三とする。

第二十四条中第三号の二を削り、第三号の三を第三号の二とする。

(国家行政組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の一部改正)

第十三条 国家行政組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(昭和五十八年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

第十六条のうち第四条の改正規定のうち同条第三十号中「日本原子力船研究開発事業団」を削る。

第三十条のうち第三条の次に一条を加える改正規定のうち第三条の二第一項第六十五号中「日本原子力船研究開発事業団」を削る。

第五号中正誤

七	段 行	誤	常盤道
〃	〃	〃	常盤道
〃	〃	〃	民泊
〃	〃	〃	有志
〃	〃	〃	融資
〃	〃	〃	放射性
〃	〃	〃	放射性

昭和五十九年五月二十四日印刷

昭和五十九年五月二十五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K